

北海道立衛生学院の存続を求める要望意見書

看護師、保健師、助産師等を養成する北海道立衛生学院（以下、「衛生学院」という。）の廃止方針が打ち出されています。医師・看護師不足、地域医療の崩壊が社会問題になっている今こそ、道民の生命と健康を守るべき地方自治体はその責任において、医療従事者の確保、安全と安心の医療実現のために力を尽くさなければなりません。衛生学院の廃止案は、まさに北海道が果たすべき役割と責任を放棄し、地域医療の崩壊を加速させるものです。

衛生学院は、准看護師が正看護師の資格を取る「進学コース」をはじめ、保健師や助産師の養成など、看護職員の養成に欠くことのできない重要な施設であり、廃止に伴い、道内の看護職員の確保に多大な影響を与えることが明らかです。また、衛生学院の入学料や授業料などの学費等は、他の養成所と比べても格段に安く設定され、経済的理由で進学の道を断念することを防止してきました。現に、「道立だから頑張れた。」との声も少なくありません。

「北海道第6次看護職員需給見通し（平成18年策定）」は、初年度から供給見込み数に大幅なそごが生じていますが、北海道はその見込み数の見直しも行おうとはしません。医師・看護師が大都市へ集中し、激務による過労死が相次いでいる中、医師・看護師の大幅な増員が待ったなしの状況です。特に地方では、医師・看護師不足が深刻な状況にあり、「安心して生み育てられる北海道」をつくるためには、民間任せの政策だけでは北海道全体の医療不安の解消にはつながりません。

よって、北海道においては、深刻な医療・看護現場の実態の改善、崩壊寸前と言われる地域医療を再生に向け、医師・看護職員確保に多大な寄与をしている北海道立衛生学院の存続・強化と関連財政措置を講ずるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

大空町議会議長 後藤 幸太郎

【 送 付 先 】

・北海道知事 高 橋 はるみ